

## 東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱

18 福保高介第 373 号  
平成 18 年 8 月 22 日

19 福保高介第 1681 号  
平成 20 年 4 月 1 日

20 福保高介第 625 号  
平成 20 年 9 月 16 日

21 福保高介第 16 号  
平成 21 年 4 月 20 日

21 福保高介第 452 号  
平成 21 年 9 月 1 日

21 福保高介第 662 号  
平成 21 年 10 月 13 日

23 福保高介第 1882 号  
平成 24 年 4 月 1 日

24 福保高介第 1864 号  
平成 25 年 4 月 1 日

27 福保高介第 425 号  
平成 27 年 6 月 24 日

27 福保高介第 1346 号  
平成 28 年 4 月 1 日

28 福保高介第 1530 号  
平成 29 年 3 月 22 日

29 福保高介第 1967 号  
平成 30 年 4 月 1 日

3 福保高介第 497 号  
令和 3 年 6 月 8 日

5 福保高介第 746 号  
令和 5 年 7 月 1 日

## 1 事業目的

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 15 及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 140 条の 68 の規定に基づき、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成することを目的とする。

## 2 実施主体

実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は、都が介護支援専門員の研修実施団体として指定した実績を有し、又は、都が介護支援専門員の研修を委託した実績を有する団体で、本研修を適切かつ円滑に行いうる団体に委託できるものとする。

## 3 対象者

原則として、東京都介護支援専門員資格登録簿に登録されており、（1）から（4）までに規定する要件（以下「受講要件」という。）を満たす者のうち、都が受講者として適切であると認めた者とする。

### （1）勤務要件

研修申込日の属する月の初日において、都内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の事業所、小規模多機能型居宅介護の事業所、認知症対応型共同生活介護の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業所、介護予防特定施設入居者生活介護の事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所をいう。以下同じ。）において、常勤専従の介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として配置され、勤務していること。

ただし、介護事業者等の管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなすものとする。

なお、本研修の趣旨に鑑み、区市町村の実情に応じて常勤専従以外の者を推薦する場合は、都と協議すること。

### （2）研修要件

東京都介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成 18 年 9 月 20 日付 18 福保高介第 463 号）に基づき実施される更新研修課程又は東京都介護支援専門員現任研修事業実施要綱（平成 12 年 9 月 19 日付 12 福地人第 770 号）に基づき実施される専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了した者であること。

ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の8第2項の規定に基づき他の道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修又はその過程に相当するものとして道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修を修了した者は、都が実施する上記更新研修又は専門研修をそれぞれ修了したものとみなす。

(3) 実務経験要件

研修申込日の属する月の初日において以下のア又はイのいずれかに該当すること。

ただし、介護事業者等の管理者と介護支援専門員の兼務は「常勤専従」とみなすものとする。

なお、本研修の趣旨に鑑み、区市町村の実情に応じて常勤専従以外の者を推薦する場合は、都と協議すること。

ア 常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者

イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上であるもの

(4) 区市町村推薦要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できており、以下のアからウまでのいずれかに該当し、本研修修了後、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある介護支援専門員として、区市町村から推薦を受けること。

ア 施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

イ 質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者

ウ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者

4 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事務所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者を養成するための研修であることから、適切なケアマネジメントを実践できていることを前提とし、介護支援専門員が実際に直面している問題や地域包括ケアシステムを構築していく上での課題を把握することにより、本研修の修了者が、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができるよう、効果的な研修内容とすること。

(2) 研修内容

介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第265号)の規定に基づき、別表のとおり実施する。

(3) 研修講師

研修講師については、原則以下のアからエまでのとおりとする。

- ア 別表に規定する「主任介護支援専門員の役割と視点」、「人材育成及び業務管理」、「運営管理におけるリスクマネジメント」、「地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)」、「対人援助者監督指導(スーパービジョン)」及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」の科目の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援専門員、大学教員又は法人内における研修の責任者として指導に従事している者を充てるものとする。
- イ 別表に規定する「ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援」の科目の講師については、相当の実務経験のある現任の主任介護支援専門員を充てるものとする。
- ウ 別表に規定する別表に規定する「終末期ケア(EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」の科目の講師については、適切なケアマネジメント手法について相当の知見を有する者、終末期ケアに関し知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。
- エ 別表に規定する「地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現」の科目の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てるものとする。

(4) 受講者の決定

受講者は、区市町村が受講推薦者として推薦した者の中から、区市町村が付した推薦順位の順に、募集定員に達するまでの者とする。ただし、受講推薦者が募集定員を上回った場合、区市町村の高齢者人口規模等を勘案し、都が調整する。

なお、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。

(5) 受講地の変更

ア 東京都の介護支援専門員資格登録簿に登録されている者(以下「名簿登録者」という。)が、やむを得ない事情により、研修受講地を変更しようとするときは、主任介護支援専門員研修受講地変更申請書(別記様式)または別途定める電子申請の方法により、東京都知事(以下「知事」という。)に申請しなければならない。

なお、研修の一部についての受講地変更はできないものとする。

イ 知事は、アの申請があったときは、名簿登録者の希望する研修受講地の道府県知事と協議の上、研修受講地変更の可否について、受講地変更申請者宛通知する。

ウ 知事は、他の道府県の名簿登録者であって、3の受講要件を満たす者から、当該道府県知事に対し研修受講地の変更申請があった場合は、当該名簿登録者を本研修の対象者として受け入れることができるものとする。

なお、研修の一部についての受講地変更はできないものとする。

## 5 研修の受講費用

### (1) 受講料

東京都福祉局関係手数料条例（令和5年東京都条例第67号）の規定するところにより、研修実施に要する費用相当分を、受講者から受講料として徴収する。

### (2) その他

研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

## 6 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施するものとする。

## 7 修了証書の交付等

### (1) 修了の要件

本研修の全課目を修了していること。

### (2) 修了証書の交付

(1)に規定する修了の要件を満たしていることを確認した者に対し、知事が修了証書を交付するとともに、修了証書番号、修了年月日、有効期間、氏名、生年月日等の事項を記載した名簿を作成し、保管する。

なお、研修の実施を委託する場合は、名簿の作成についても委託することとし、研修終了後、速やかに受託者が都に提出するものとする。

### (3) 修了者名簿の取扱い

(1)で作成した修了者の名簿については、修了者から同意を得た上で、都内の区市町村に提供できるものとする。

## 8 受講の決定及び研修修了の取消し

### (1) 虚偽又は不正の事実があった場合

知事は、研修受講の申込みに当たり虚偽又は不正の事実があった場合及び研修受講中の不正行為が判明した場合は、その時点で当該受講者の受講の決定を取り消し、研修を修了している場合には修了の決定を取り消すものとする。

なお、修了の決定を取り消す場合において、既に修了証書が交付されているときは、当該受講者に修了証書を返還させなければならない。

### (2) 研修課題が提出等できない場合

受講の決定後に別途定める期日までに研修課題が提出されない場合又は提出書類に不備があり指示に従わない場合は、受講の決定を取り消すことができるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年8月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。